

モバイル市場の現状と政策動向

2021年3月13日

総務省 総合通信基盤局
料金サービス課 企画官
大内 康次

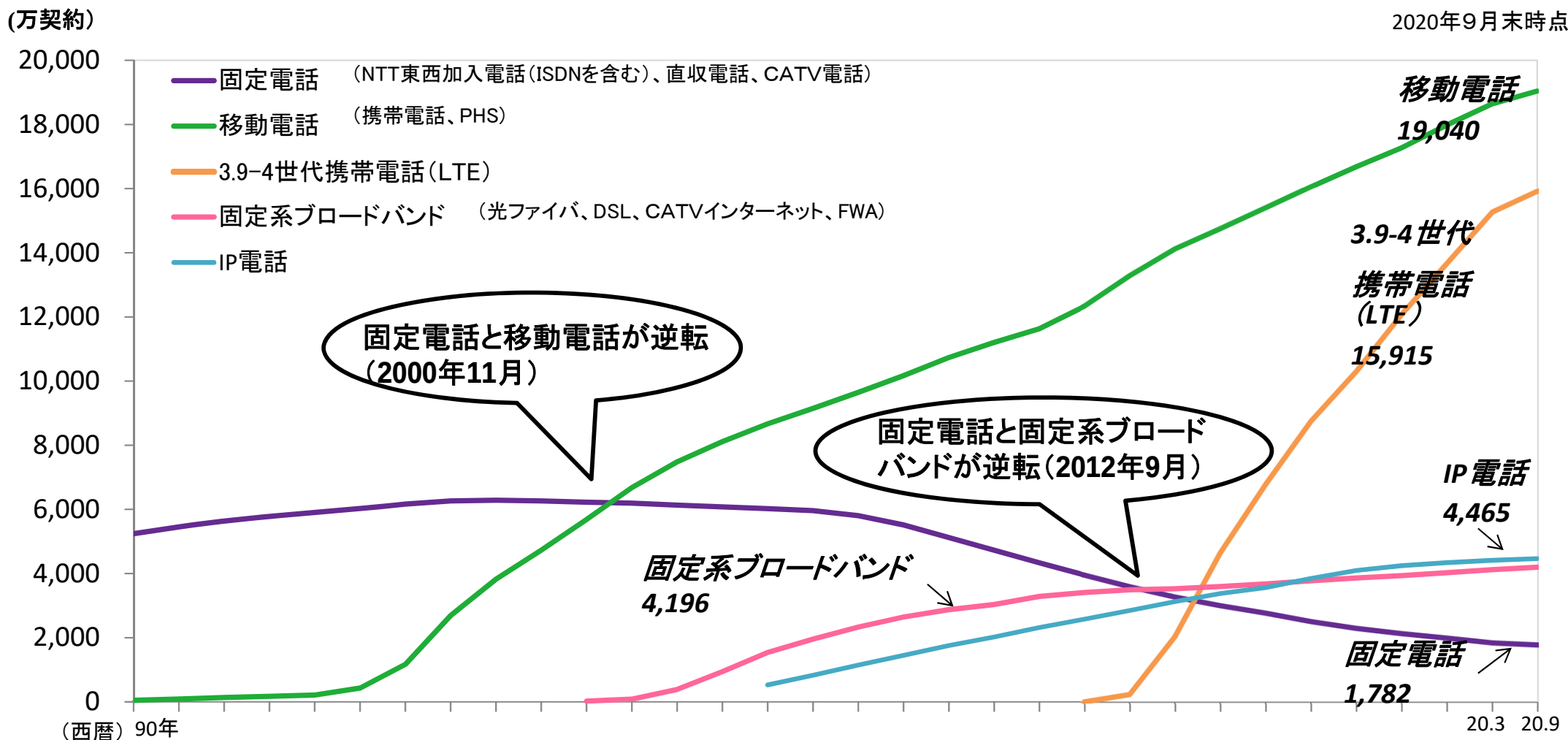
項 目

- 1 モバイル市場の現状**
- 2 モバイル市場の競争促進**
- 3 料金低廉化等の動向**

1 モバイル市場の現状

電気通信サービスの契約数の推移

- 固定電話契約数は、2012年（平成24年）9月に固定系ブロードバンドに逆転され、1997年（平成9年）11月のピーク時（6,322万件）の約2.8割に減少（1,782万契約）。
- 移動電話の契約数は、2000年（平成12年）11月に固定電話契約数を抜き、1億9,000万契約を超える。



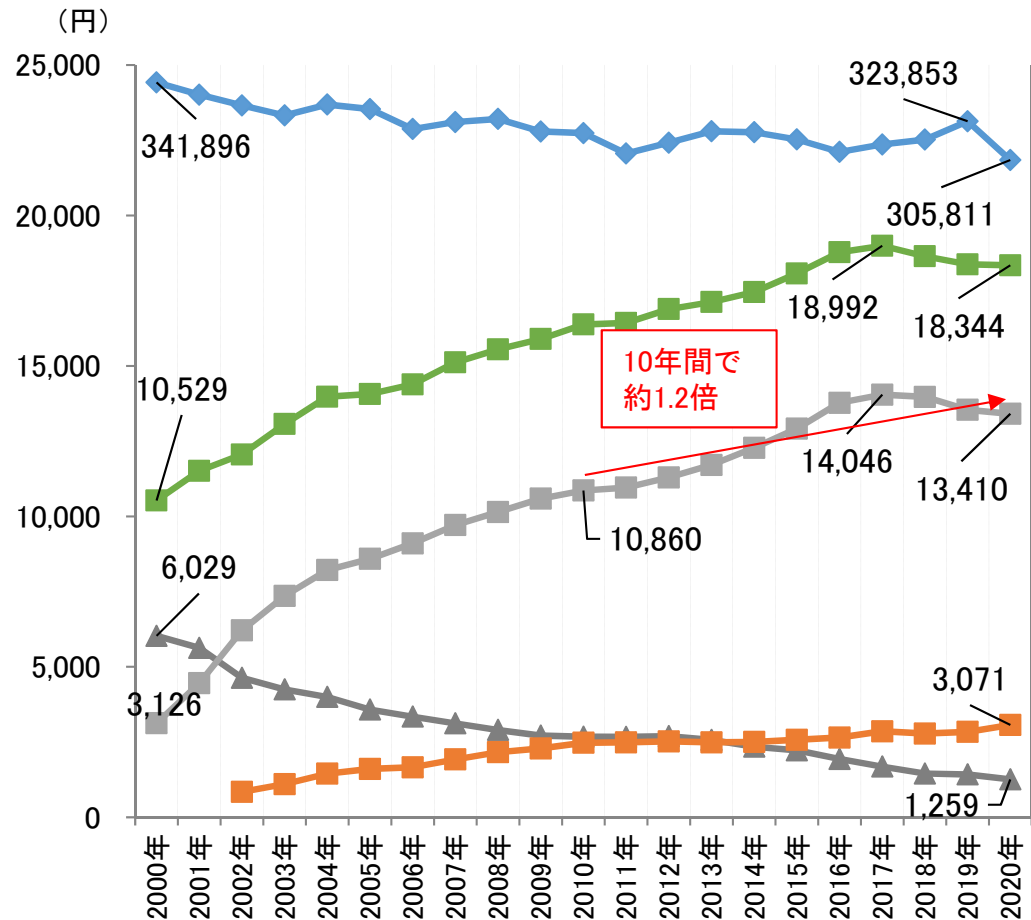
注1：各年は3月末時点の数字（2020年9月末を除く）。

注2：移動電話は、2013年度第2四半期以降、グループ内取引調整後の契約数。

消費支出における通信費(2人以上世帯のうち勤労者世帯)

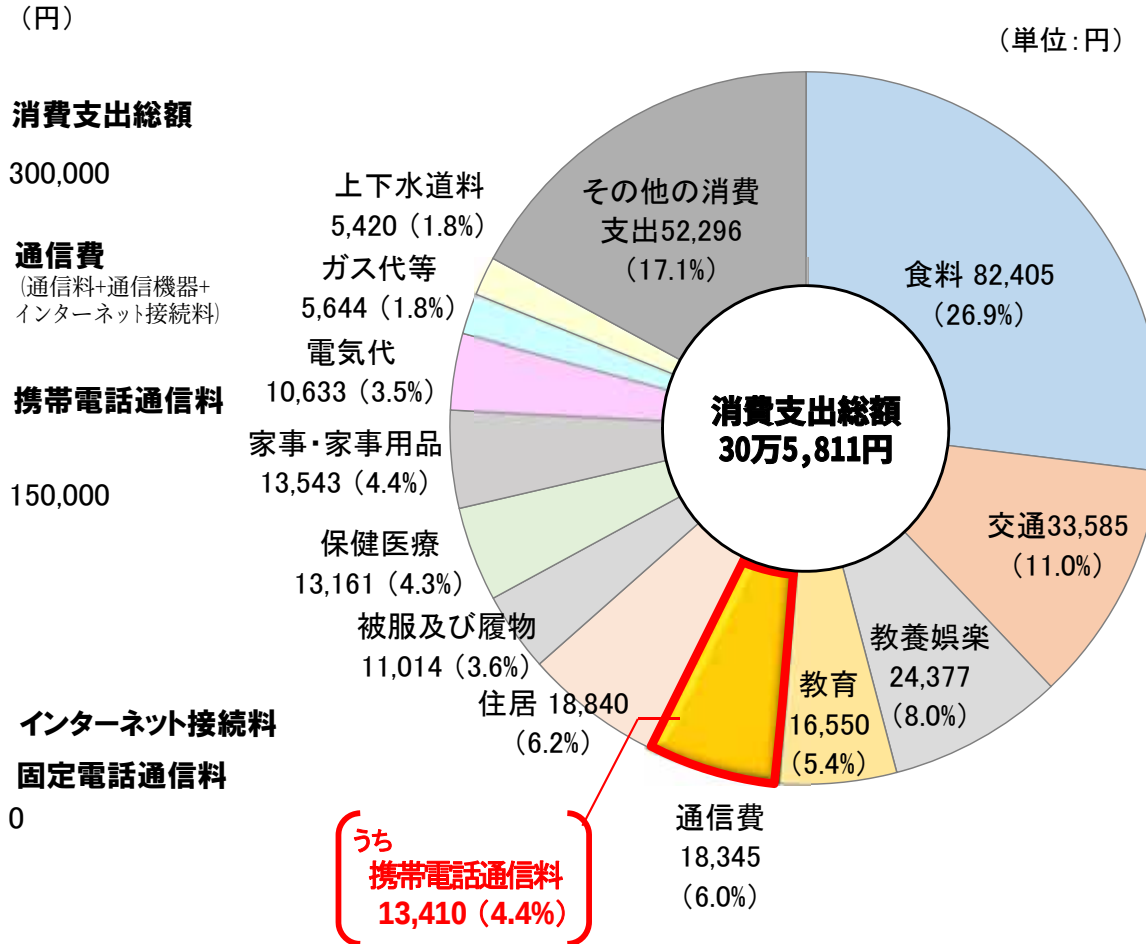
5

消費支出における通信費の推移(月平均)



※ 2000年及び2001年はインターネット接続料の調査結果がないため、2002年から記載。

2020年の消費支出(月平均)



固定電話通信料	1,259円 (0.4%)
インターネット接続料	3,071円 (1.0%)
携帯電話通信料	13,410円 (4.4%)
通信機器	605円 (0.2%)
計(通信費)	18,345円 (6.0%)

(出典) 総務省「家計調査」から作成

半期(年度)ごとの推移(単位:円)

	2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		2019年度	
	上期 (4～9月)	下期 (10～3月)	上期 (4～9月)	下期 (10～3月)	上期 (4～9月)	下期 (10～3月)	上期 (4～9月)	下期 (10～3月)	上期 (4～9月)	下期 (10～3月)
消費支出	312,563	314,957	303,596	315,206	307,900	318,135	311,990	324,576	325,704	315,442
携帯電話通信料 (消費支出に占める割合)	12,980 (4.15%)	13,438 (4.27%)	13,725 (4.52%)	14,023 (4.45%)	13,962 (4.53%)	14,082 (4.43%)	13,834 (4.43%)	13,896 (4.28%)	13,589 (4.17%)	13,320 (4.22%)

注:各期の数値は、月当たりの平均値を記載。

現在のモバイル市場の競争状況

- 電波の割当を受け、自らネットワーク整備をしてサービスを提供する携帯電話事業者(MNO):
NTTドコモ、KDDI (au)、ソフトバンク、楽天モバイル (2020年4月から本格サービス開始)
- MNOのネットワークを借りてサービスを提供する携帯電話事業者(MVNO): 1,450社
※ MNO: Mobile Network Operator、MVNO: Mobile Virtual Network Operator

MNO

(シェア86.6%)

移動系通信 (携帯電話、PHS及びBWA) の契約数: 1億9,049万

NTTドコモ

NTT docomo

〔・シェア: 36.9%
・売上高: 4兆6,513億円
・営業利益: 8,547億円(営業利益率: 18.4%)〕

KDDI グループ

au

〔・シェア: 27.6%
・売上高: 5兆2,372億円
・営業利益: 1兆 252億円(営業利益率: 19.5%)〕

サブブランド(2020/10/1~)

UQ mobile

ソフトバンク グループ

SoftBank

〔・シェア: 21.5%
・売上高: 4兆8,612億円
・営業利益: 9,117億円(営業利益率: 18.8%)〕

サブブランド
Y! mobile

楽天モバイル

(2020年4月から本格サービス開始)

R Mobile

〔・契約(申込)数: 100万契約(6月末)〕

MVNO

(シェア 13.4%)

楽天モバイル

R Mobile

インターネットイニシアティブ

IIJ

NTTコミュニケーションズ

OCN

オプテージ

mineo

LINEモバイル

LINE MOBILE

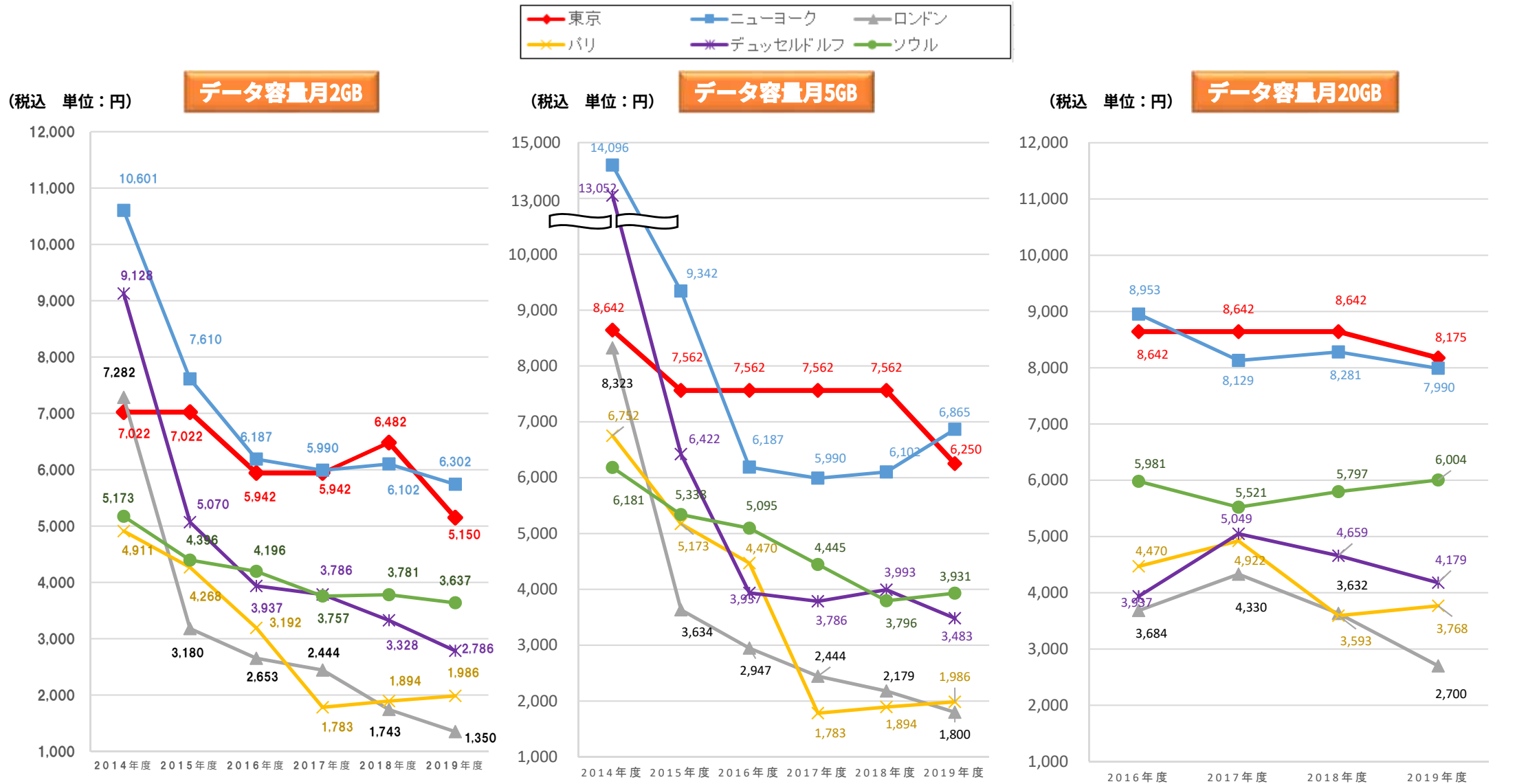
ネットワーク
の貸出し

卸料金
の支払い

(契約数、シェアは2020年9月末時点。営業利益、売上高、営業利益率は2019年度。)

令和元年度 電気通信サービスに係る内外価格差に関する調査 スマートフォン(MNO:シェア1位の事業者)の推移

7



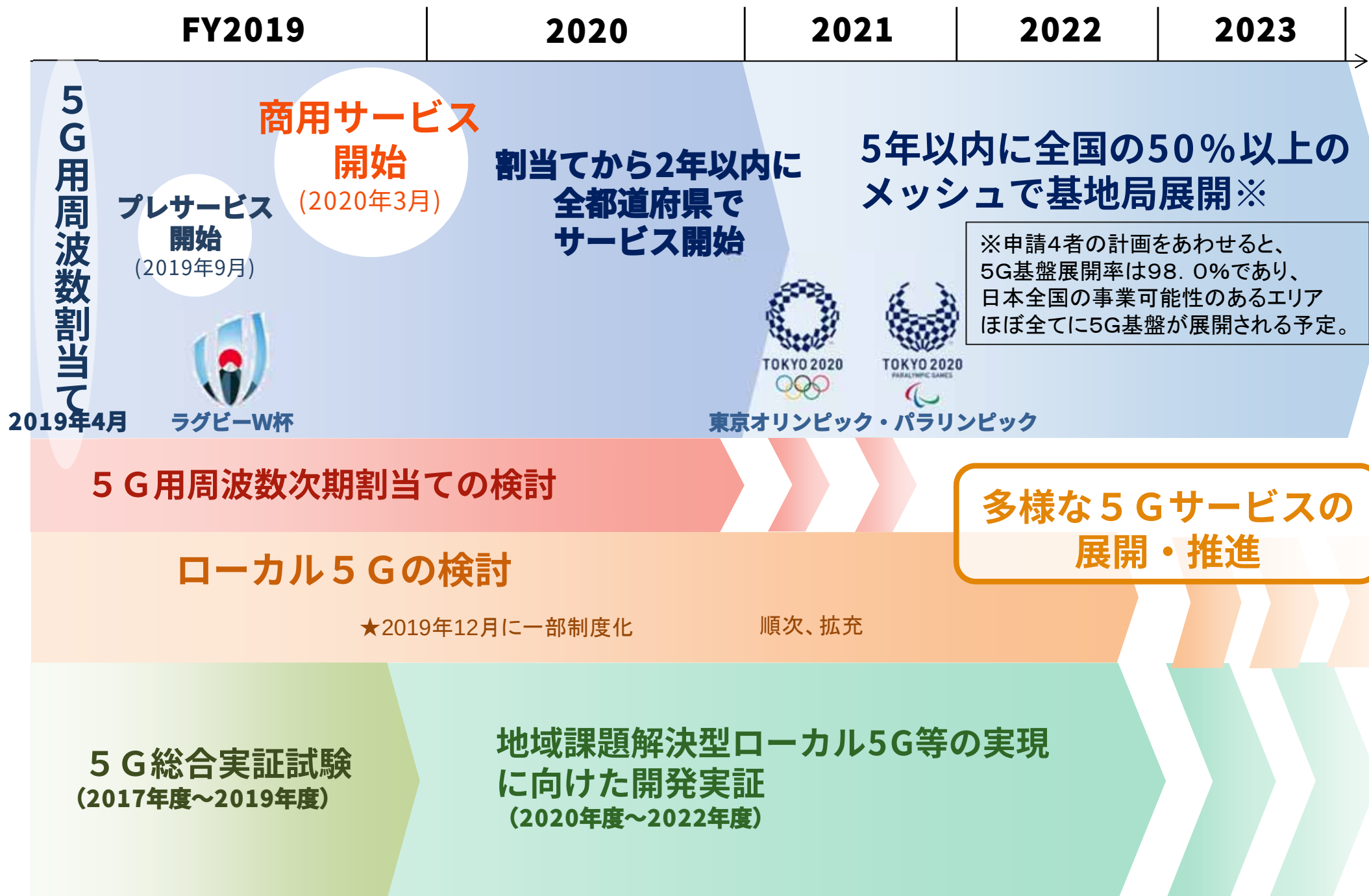
(注1) 各年度において通貨換算に用いる購買力平価の値がそれぞれ異なる。

(注2) データ容量月20GBは2016年度から通信料金を調査している。

(注3) 各年度末時点(2014年度のみ2014年12月時点)の通信料金を調査している。

(注4) 2016年度においてデュッセルドルフではデータ容量月20GBプランを提供していなかったため、提供プランの中で最も容量が多い(15GB)プランで比較。

(出典)総務省「電気通信サービスに係る内外価格差調査(令和元年度調査結果)」



2 モバイル市場の競争促進

1. 基本的な考え方

- 携帯電話は生活必需品となり、国際的に遜色がない水準で国民・利用者にとって分かりやすく納得のできる料金・サービスの実現が必要。
- 総務省は、モバイル市場における公正な競争環境を確保するため、以下の事項を強力に推進。
- 携帯電話事業者においても、公正な競争環境の下、各自の経営判断に基づき、不断の取組みを行うことが期待される。

2. 具体的な取組み

【第1の柱】 分かりやすく、納得感のある料金・サービスの実現

利用者の理解を助ける

- ア 過度に複雑な料金プランやサービスは、利用者の正確な理解や適切な選択の妨げ。
- イ 公正な競争は、利用者が料金やサービスの内容を理解できることが前提。

- ① 改正事業法の着実な執行(通信料金・端末代金の完全分離)【本年秋に指針改正】
- ② 誤解を与える表記の是正(「頭金」問題等)【年度内に調査し、是正】
- ③ 消費者の一層の理解促進(ポータルサイト構築)【年内に構築、順次拡充】
- ④ 中古端末を含めた端末流通市場の活性化【引き続き実施】

【第2の柱】 事業者間の公正な競争の促進

多様で魅力的なサービスを生み出す

- ア ネットワークの使用料(接続料等)は、MVNOによる料金設定を左右。適正性の十分な確保が必要。
- イ MNO間の公正な競争環境の整備が必要。

- ① データ接続料の一層の低廉化(3年間で5割減)【年度内検討開始】
- ② 音声卸料金の一層の低廉化【来夏までに検証結果公表】
- ③ 周波数の有効利用の促進【本年度中に検討開始】
- ④ インフラシェアリングの促進【引き続き実施】

【第3の柱】 事業者間の乗換えの円滑化

乗換えを手軽にする

- ア 公正な競争には、現に加入している契約に過度に縛られずに乗り換えられる環境の整備が重要。
- イ 過度な期間拘束や引き留め、コスト負担、固定と携帯のセット割引等による過度な囲い込み等の課題が指摘。
- ウ スイッチングコストを低下させるための取組が必要。

- ① 改正事業法の着実な執行(過度の期間拘束の禁止)【四半期毎に進捗を管理】
- ② 番号持ち運び制度(MNP)の利用環境の整備【来年度より指針施行】
- ③ キャリアメールの持ち運び実現の検討【年度内に検討】
- ④ SIMロック解除の推進【今秋以降、検討の場を設置】
- ⑤ eSIMの促進【来夏までに指針を公表】
- ⑥ 固定と携帯のセット割引等の検証【今秋以降実施】

3. 今後の進め方

- 公正取引委員会や消費者庁と協力するとともに、今後の電波の割当ての際に上記2. の取組みを審査し、条件の実施状況を着実に検証する。
- モバイル市場の競争状況については、毎年検証し、必要に応じて、取組の見直しや追加的な対策を取りまとめる。

- ① **携帯電話業界における「頭金」の表示や端末購入価格に関する注意喚起**
(2020年11月10日総務省・消費者庁連名で報道発表)【アクション・プラン 第1の柱②誤解を与える表記の是正】
- ② **「リユースモバイル事業者認証制度」第1号事業者の認定**
(同年11月13日 古川政務官来賓あいさつ)【アクション・プラン 第1の柱④中古端末を含めた端末流通市場の活性化】
- ③ **「デジタル変革時代の電波政策懇談会」の開催**
(同年11月24日報道発表)【アクション・プラン 第2の柱③周波数の有効利用の促進】
- ④ **「スイッチング円滑化タスクフォース」の開催**
(同年11月26日開催)【アクション・プラン 第3の柱②番号持ち運び制度(MNP)の利用環境の整備、
③キャリアメールの持ち運びの実現の検討、④SIMロック解除の推進、⑤eSIMの促進】
- ⑤ **「携帯電話料金の低廉化に向けた二大臣会合」の開催**
(同年12月9日開催)【アクション・プラン 今後の進め方】
- ⑥ **改正「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」の公表**
(同年12月18日報道発表)【アクション・プラン 第3の柱②番号持ち運び制度(MNP)の利用環境の整備】
- ⑦ **携帯電話ポータルサイト(暫定版)の公表**
(同年12月21日報道発表)【アクション・プラン 第1の柱③消費者の一層の理解促進】
- ⑧ **第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針の策定**
(2021年1月12日報道発表)【アクション・プラン 今後の進め方】

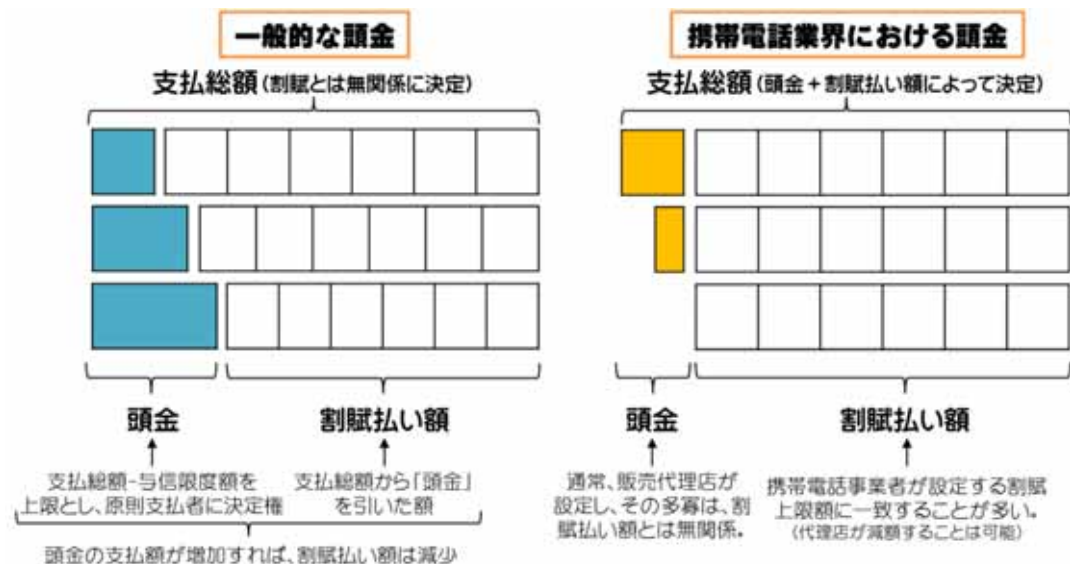
令和2年11月10日
総務省
消費者庁

携帯電話業界における「頭金」の表示や端末販売価格に関する注意喚起
～携帯電話端末の購入を検討している方へ～

ポイント

- ☑ 携帯電話業界では他業界と異なり、あらかじめ定められた「割賦払い額」の上乗せという意味で「頭金」という用語が用いられている場合があります。「頭金」がどのような意味で用いられているか注意しましょう。
- ☑ 「頭金0円」が殊更に強調された広告にはお気を付けください。「頭金」の減額により、他店より携帯電話端末が安くなるとは限りません。
- ☑ 携帯電話端末の販売価格は店舗ごとに異なります。支払総額の多寡をよく確認した上で購入しましょう。

一般的な「頭金」と携帯電話業界における「頭金」の用法の差異(模式図)



「頭金0円」の訴求イメージ



- 通信料金と端末代金の完全分離を踏まえ、端末流通の多様化の動きが見られる。
- 中古端末の一層の流通促進を図るため、中古端末の安心・安全な流通を促進するための民間事業者団体による認証制度の取組の支援や、中古端末のSIMロック解除の促進等に取り組む。

リユースモバイルガイドライン (リユースモバイル関連ガイドライン検討会)

初版 (2019年3月8日公表)

- 中古端末の外装についての**格付基準**(5段階)を規定
- 中古端末内の**利用者情報の処理方法**を規定
- **法令遵守**等について規定
(古物営業法等)



改訂版 (2019年11月28日公表)

- **バッテリー状態の確認・結果の表示を推奨。**
- 販売後の不払等による**ネットワーク利用制限についての保証**を、動作保証とは別につけることを推奨。
- リファビッシュ品(**メーカー等の修理品**)について中古端末取扱事業者が**確認・表示すべき事項**(メーカー保証の有無等)等を明示。
- **事業者間取引用の詳細な格付基準**を整備(5段階→11段階)

リユースモバイル事業者認証制度 (リユースモバイルジャパン)

- ガイドラインに適合しているか等について認証
- 外部有識者等による**審査委員会による審査**(実地の確認も実施)

委員長：新美 育文(明治大学名誉教授)
委員：北 俊一(野村総合研究所)、
西村 真由美(全国消費生活相談員協会)、
長田 三紀(情報通信ネットワーク)、
栗津 浜一(リユースモバイル・ジャパン)

- **2年間の更新制**(更新審査あり)
- **2020年4月15日より受付開始し、同年11月13日、日本テレホン、携帯市場、ソフマップ及びブックオフコーポレーションの4社を第1号認証事業者**して認定



■ 審査基準

- ☐ 「リユースモバイルガイドライン」に準拠しているか
- ☐ 会社概要(リユースモバイル事業売上・事業実態・反社対応等)
- ☐ 社内における統制環境を整備し、管理体制が整っているか

※ 商品化センター(本社)、代表直営店(直営店がある場合のみ)、代表FC店(FC店がある場合のみ)のそれぞれの拠点が対象

- 新型コロナウイルス感染症を一つの契機に、「新たな日常」の確立や経済活動の維持・発展に必要な社会全体のデジタル変革が今後いっそう進んでいくことが見込まれる。
- そのような中、**新たに懇談会を開催**し、1 電波利用の将来像、2 デジタル変革時代の電波政策上の課題、3 デジタル変革時代の電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策について検討を行い、**令和3年夏頃のとりまとめ**を目指す。
- 本懇談会のとりまとめ結果を踏まえ、**令和4年の電波法改正**(電波利用料の見直しを含む。)を行う。

デジタル変革時代の電波政策懇談会

【主な検討内容】

- 1 電波利用の将来像
- 2 デジタル変革時代の電波政策上の課題
 - ・周波数有効利用の検証及び割当ての方策
 - ・無線ネットワークのオープン化・仮想化への対応
 - ・電波資源拡大のための技術革新の促進
(周波数の共用・高周波数帯の開拓等)
 - ・深刻化する自然災害への対応
 - ・ワイヤレス人材の育成 等
- 3 デジタル変革時代の電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策
 - ・2025年度末及び2030年度末までの帯域確保の目標設定
 - ・電波利用料の在り方
 - ・電波の監理・監督に関する制度の在り方 等

検討スケジュール (想定)	2020年 11月	12月	2021年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
デジタル変革時代の電波政策懇談会	第1回 11/30 ● 検討課題案	第2回 12/23 ● ヒアリング	第3回 1/22 ● ヒアリング	第4回 2/22 ● ヒアリング	● ヒアリング	● 論点整理	● 報告書(パブコメ)案	● 報告書とりまとめ	●
		←-----→ (パブコメ)						←-----→ (パブコメ)	

- 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」(10月27日公表)に基づき、事業者間の乗換えの円滑化に資する取組について集中的かつ専門・技術的に検討を行うため、「競争ルールの検証に関するWG」の下に「スイッチング円滑化タスクフォース」を設置する。

主な検討課題

- ① eSIMの促進
- ② SIMロック解除の一層の推進
- ③ キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討
- ④ MNPの手続の更なる円滑化に向けた検討
- ⑤ その他スイッチングの円滑化に係る課題

【スイッチング円滑化タスクフォース構成員】

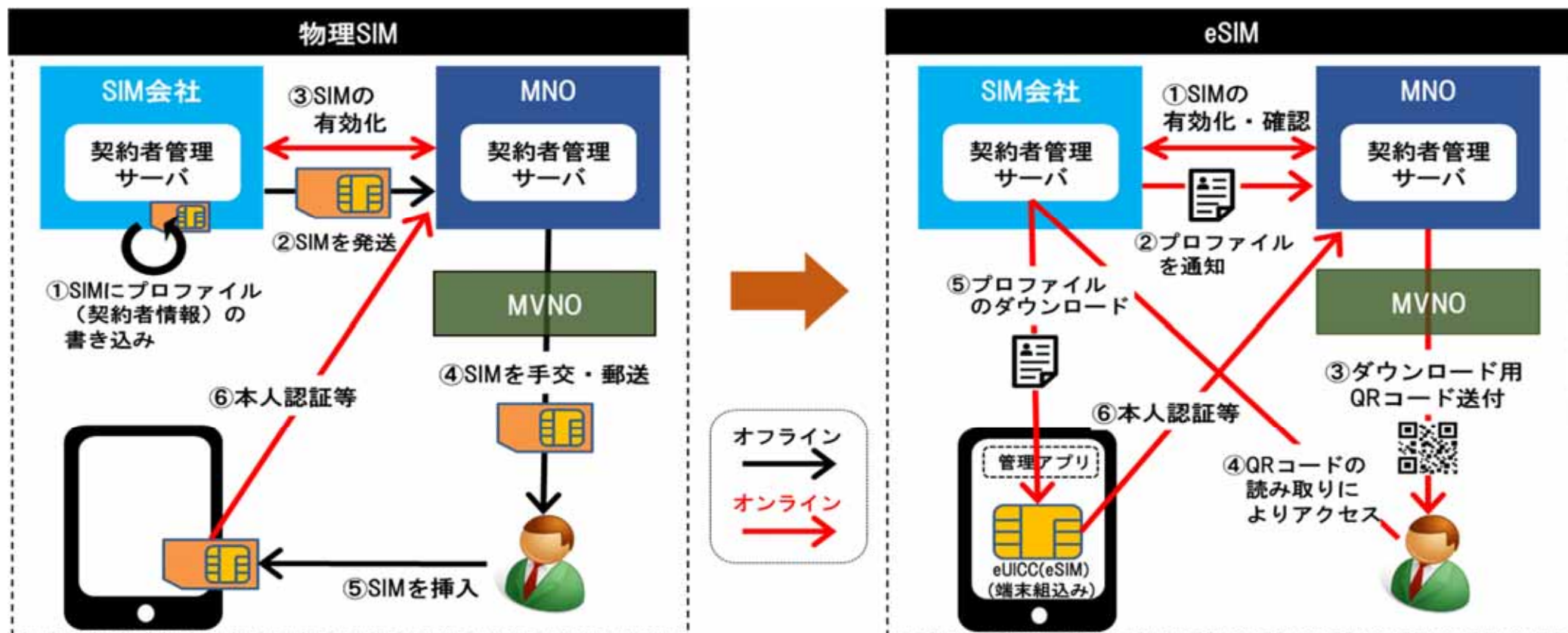
林 秀弥 (主査)	名古屋大学大学院法学研究科 教授
内田 真人	早稲田大学基幹理工学部 教授
鳥越 真理子	NRIセキュアテクノロジーズ株式会社 上級セキュリティコンサルタント
長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
西村 暢史	中央大学法学部 教授
横田 英明	株式会社MM総研 常務取締役 研究部長

スケジュール(想定)



※ 「競争ルールの検証に関するWG」に、適宜のタイミングで報告を行う予定。

- eSIMIについては、利用者による事業者の乗換えの円滑化や海外旅行者等の利便性の向上に資するものであるが、現時点では楽天を除くMNO3社や多くのMVNOでは、スマートフォン向けにeSIMを提供していない。
- スマートフォン向けのeSIMの早期導入の際のポイント
 - MVNOがMNOとできる限り同等な時期に提供できるようにすること
 - オンラインでの本人確認を行うこと
 - 物理SIMと同等のセキュリティを確保する仕組みであること
- スマートフォン向けeSIMの提供を、MNO・MVNOができる限り同等な時期に、かつ、早期に導入を図る。



- SIMロックは、事業者の乗り換えや海外渡航時の役務利用に際しての制限を設け、利用者の利便を損なうものであり、また、乗り換えのコストを押し上げることにより、競争を阻害するもの。
- 今なお設定している一部の事業者は、割賦代金を支払わない等の行為を防止するためと主張しているが、あくまで事業者都合に基づくものであり、大多数の購入者にとっては、不要な手間や不便が課されるだけのもの。

	現行のルール・各社対応状況 (「SIMロック」の <u>一部解除義務</u>)	新しいルール(検討中) (「SIMロック」の <u>原則禁止</u>)
考え方・原則	<原則> 「SIMロック」が<u>かかっていることが前提</u>。 <考え方> 「SIMロックを<u>解除しなければいけない場合</u>」を規定。 具体的には、不払いリスクのないことが確認できた場合 (例:一括払い、クレジットカード分割払いに応じた場合等) ① 該当の場合に、<u>購入者からの申出に応じて解除する義務</u>。(購入者の申出が必要) ② それ以外の場合は解除不要。	<原則> 「SIMロック」を<u>かけることを原則禁止</u>。 <考え方> 「SIMロックを<u>かけることができる場合</u>」を限定。 具体的には、(左記例のように)不払いリスクのないことが確認できない場合 ① 該当の場合のみ、<u>かけることが可能</u>。 ② それ以外の場合は、事業者の責任・負担において<u>解除する義務</u>。(購入者の申出は不要)
各社対応状況	①端末「購入時」の対応 ・NTTドコモ 「申出無し」解除(対応済み) ・KDDI 「申出に応じて」解除 ・ソフトバンク 「申出に応じて」解除 ②端末「購入後」の対応 ・NTTドコモ 「申出に応じて」解除 ・KDDI 「申出に応じて」解除 ・ソフトバンク 「申出に応じて」解除	①端末「購入時」の対応 ・NTTドコモ 「申出無し」解除 ・KDDI 「申出無し」解除 ・ソフトバンク 「申出無し」解除 ②端末「購入後」の対応 ・NTTドコモ ・KDDI ・ソフトバンク 「申出無し」解除の実現策について検討中

- 携帯電話が国民の生活必需品となる中、家計負担の約4%を占める携帯電話料金の低廉化に向けた環境整備を図るため、総務省、公正取引委員会及び消費者庁が連携・協力し、モバイル市場の健全な発展に向けた取組を強力に推進することを目的として、「携帯電話料金の低廉化に向けた二大臣会合」（以下「二大臣会合」という。）を開催。（2020年12月9日に第1回会合を開催）
- 二大臣会合の下に、3省庁等の局長級職員で構成する共同検討チームを設置し、検討事項に関する進捗状況の共有、新たな課題への対応方針の調整等を行い、適宜、二大臣会合に報告を行う。（同チーム第1回会合は、二大臣会合第1回会合と同日に合同開催。第2回会合は12月24日に開催。）



携帯電話料金の低廉化に向けた二大臣会合

構成員

- ・ 総務大臣
- ・ 内閣府特命担当大臣（公正取引委員会、消費者庁担当）

主な検討事項

- ① 事業者間の乗換え及びプラン・ブランド間の変更の円滑化
- ② 消費者による合理的な選択の促進
- ③ その他必要と考えられる事項

共同検討チーム

構成員

- ・ 総務省総合通信基盤局長
- ・ 公正取引委員会事務総局経済取引局長
- ・ 消費者庁次長

検討事項に関する進捗状況の共有
新たな課題への対応方針の調整 等

適宜、報告

⑤-2 異なるブランド・料金プラン間の乗換えに係る手続き等の見直し

19

- 11月27日の総務大臣会見後、12月3日、NTTドコモが新たなプランを発表。また、12月9日の二大臣会合開催後、KDDI及びソフトバンクはメインブランドからサブブランドへの乗換えに必要な手続きや手数料の見直しを発表。

			変更 申込	番号移行 手続き	番号移行手 数料支払い (例:3,000円)	SIMロック 解除手続き	SIMロック 解除手数料 支払い(注1) (例:3,000円)	違約金 支払い (最大9,500円程度) (注2)	乗換え先 での契約 手続き(注3)	契約事務 手数料 (例:3,000円)
NTTド コモ	ギガ プラン等 ↓ ahamo (注4)	店頭	—	—	—	—	—	—	—	—
		Web	○	—	—	—	—	—	—	—
KDDI	au ↓ UQmobile	店頭	—→○ 21年夏 以降	○→× 21年夏以降	○→× 済	— (注5)	— (注5)	○→× 済	○→× 21年夏以降	○→× 済
		Web	—→○ 21年夏 以降	○→× 21年夏以降 (注6)	○→× 済	— (注5)	—	○→× 済	○→× 21年夏以降	○→× 済
ソフト バンク	ソフト バンク ↓ Y!mobile	店頭	—→○ 21年夏 以降	○→× 21年夏以降	○→× 21年3月	○→× 21年夏以降	○→× 21年夏以降	○→× 21年3月 (注7)	○→× 21年夏以降	○→× 済 (注7)
		Web	—→○ 21年夏 以降	○→× 21年夏以降	○→× 21年3月	○→× 21年夏以降	×	○→× 21年3月 (注7)	○→× 21年夏以降	○→× 済 (注8)

注1：店頭手続きの場合、購入と同時に申込みを行う場合は無料。それ以外は3,000円（税抜）。注2：2019年10月の改正電気通信事業法施行以前のメインブランドの主な料金プランの違約金は9,500円。改正法施行後の料金プランの違約金は上限1,000円。注3：webで手続きを行う場合、MNP予約番号の有効期限が一定程度あることが必要。注4：2021年3月から提供予定。注5：2017年7月以前発売の端末では、SIMロック解除手続きが必要。注6：解約をすると他の利用者が不利益を被る場合は、webのみでの予約番号の発行は不可。注7：キャンペーンにより違約金支払い及び契約事務手数料は無料。※8：2021年3月まではキャンペーンにより無料。それ以降はキャンペーンによらず無料。

出典：各社HP

1. MNPガイドライン改正の主な内容（令和3年4月1日施行予定）

✓ 利用者負担料金等

・利用者負担料金の額について、ウェブは無料、店頭・電話は1,000円以下の額に消費税を加えた額とすること。

✓ ウェブにおける利用環境改善

・ウェブにおけるMNPの受付時間は、原則として終日対応とすること。

✓ 引き止め行為の禁止

・移転元事業者は、MNP利用の明確な意思表示をした利用者に対する一切の引き止め行為を行わないこと。

2. 事業者のMNP手数料の変化

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク	楽天モバイル
改正MNPガイドライン 施行前 (令和3年3月31日まで)	3,000円 (店頭・電話・ウェブ)	3,000円 (店頭・電話・ウェブ)	3,000円 (店頭・電話・ウェブ)	3,000円(※) (電話・ウェブ)

改正MNPガイドライン で規定する手数料の額 (令和3年4月1日施行)	店頭・電話	ウェブ
	上限1,000円	0円

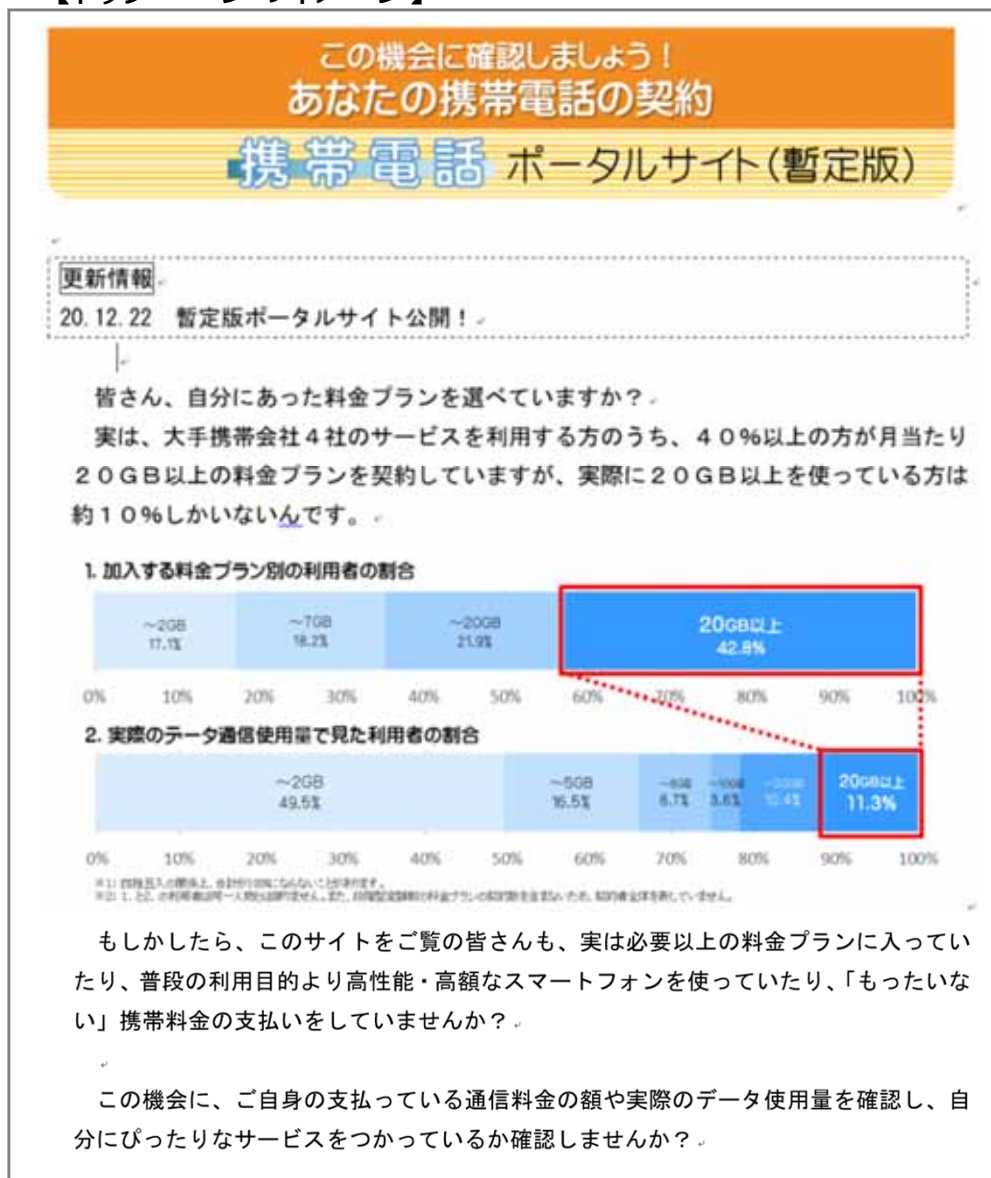
改正MNPガイドライン 施行後 (令和3年4月1日以降)	0円 (店頭・電話・ウェブ)	0円 (店頭・電話・ウェブ)	0円 (店頭・電話・ウェブ)	0円 (電話・ウェブ)
--	--------------------------	--------------------------	--------------------------	-----------------------

(※) 令和2年11月以降無料としている。

⑦ 携帯電話ポータルサイト(暫定版)の公表

- 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」を踏まえ、12月21日(月)に消費者の理解の一層の促進を図るための携帯電話ポータルサイト(暫定版)を構築。
- ポータルサイトでは、今の料金プランや利用実態を「確認」することを促した上で、自分に合った料金プランの選び方等を紹介。

【トップページのイメージ】



【乗換えの手順】

- STEP 1** 今の料金プランやデータ使用量などを把握していますか？
- ✓ 各社の「マイページ」から毎月の請求額やその内訳、データ使用量などの利用実態を確認してみましょう。
- STEP 2** 自分に合った料金プランの選び方をご存じですか？
- ✓ 実際のデータ使用量が料金プランのギガ数と大きく違ったら見直しのサイン！
 - ✓ 通話かけ放題は実際の通話時間を確認して要否を判断しましょう！
- STEP 3** どんな選択肢があるかをご存じですか？
- ✓ 今の携帯会社の中でも、使ったギガ数に応じた料金になるプランがあります！
 - ✓ 「格安スマホ」と呼ばれるサービスも注意点を押さえれば安く便利に使えます！
- STEP 4** プラン見直しや乗換の注意点をご存じですか？
- ✓ 契約内容によっては違約金が発生するので、タイミングが重要です！
 - ✓ オプションの解約やセット割引が外れてしまうことなどの確認をお忘れなく！

【乗換えを意識させるイラスト】

もしかして携帯料金、払いすぎ…？



【理解が難しい概念の模式図】

SIMロックのイメージ



- スマホの料金体系は複雑であり、自分のライフスタイルにあった事業者・プランを選択することが難しい。また、スマホの乗換の手続きは既存のサポートが十分でない場合もあり、特に高齢者等の場合、契約者本人がご自身で完了することが困難。
- 利用者に対し、中立的な立場で対面による相談を受け付けてサポートを行う「スマホ乗換え相談所」に関するモデル事業を行う。(令和2年度第三次補正予算 11.4億円の内数)
 - ✓ 国費によってモデル事業として実施し、運営主体やスタッフに求められる要件、課題について抽出。
 - ✓ モデル事業以降、ビジネスベースでの事業展開を目指すとともに、認定制度や資格制度等の必要性を検討。

<主な機能>

- ① 利用者のライフスタイルにあった事業者・プランの提案
- ② 乗換手続き等の契約サポート
- ③ 契約後のフォロー(SIMの差し替え等)

実現イメージ(案)



・利用者向けプランの相談
・契約時のサポート
・契約後のサポート
等

スマホ
乗換え相談所
(仮称)

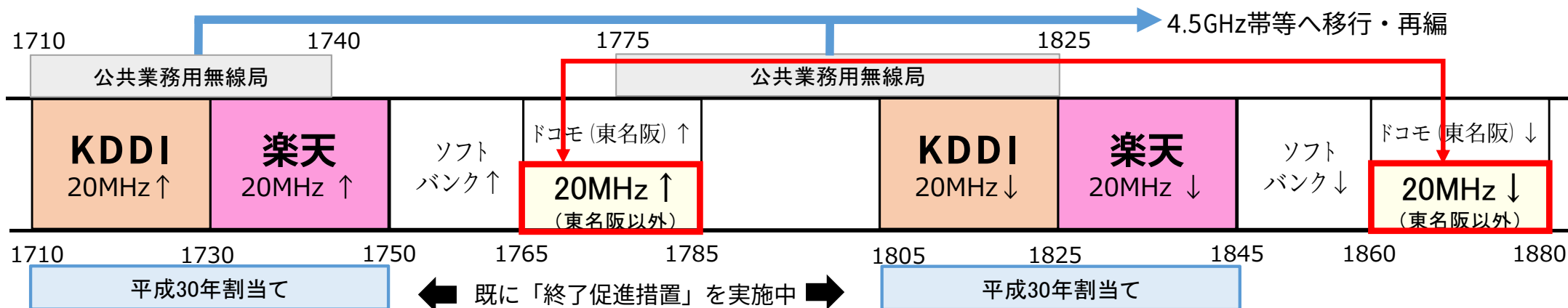
ex) 携帯販売代理店、中古ショップ、
小売店／量販店など



・各社のプランを利用者に提示

携帯電話
事業者

A社
B社
C社
D社
・
・
・



1. 地域への早期の5G普及展開を図るため、第5世代移動通信システム(5G)用周波数の追加割当てを実施する。(当面は、4Gの利用も可とする。)
2. 具体的には、1.7GHz帯(40MHz(20MHz×2))を1社(1グループ)に割り当てる(認定期間:7年)。令和3年度(2021年度)第1四半期に割当てを実施。
3. 既に1.7GHz帯全国バンドが割り当てられた他の2社(KDDI・楽天モバイル)と共同で防衛省(公共業務用無線局)の移行費用(557億円)を負担する。
4. 当該周波数の割当てを受ける事業者は割当周波数の経済的価値を踏まえた「特定基地局開設料」(※1)を納付(標準的な金額(62億円/年)を著しく下回る金額:31億円/年)。(※1) 開設計画の申請時に自ら申請した額
5. 「アクション・プラン」(※2)の内容を踏まえた取組状況を審査項目に追加。

(※2) 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」
(令和2年10月27日総務省)

3 料金低廉化等の動向

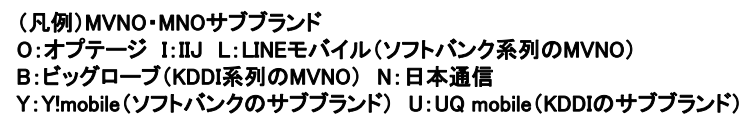
MNO各社の主な新しい料金プラン

25

- 2020年10月以降、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクはそれぞれ**新たな大容量（20～25GB）の料金プランを発表**。
- 2021年1月、楽天モバイルは**新たな段階制月額料金の料金プランを発表**。

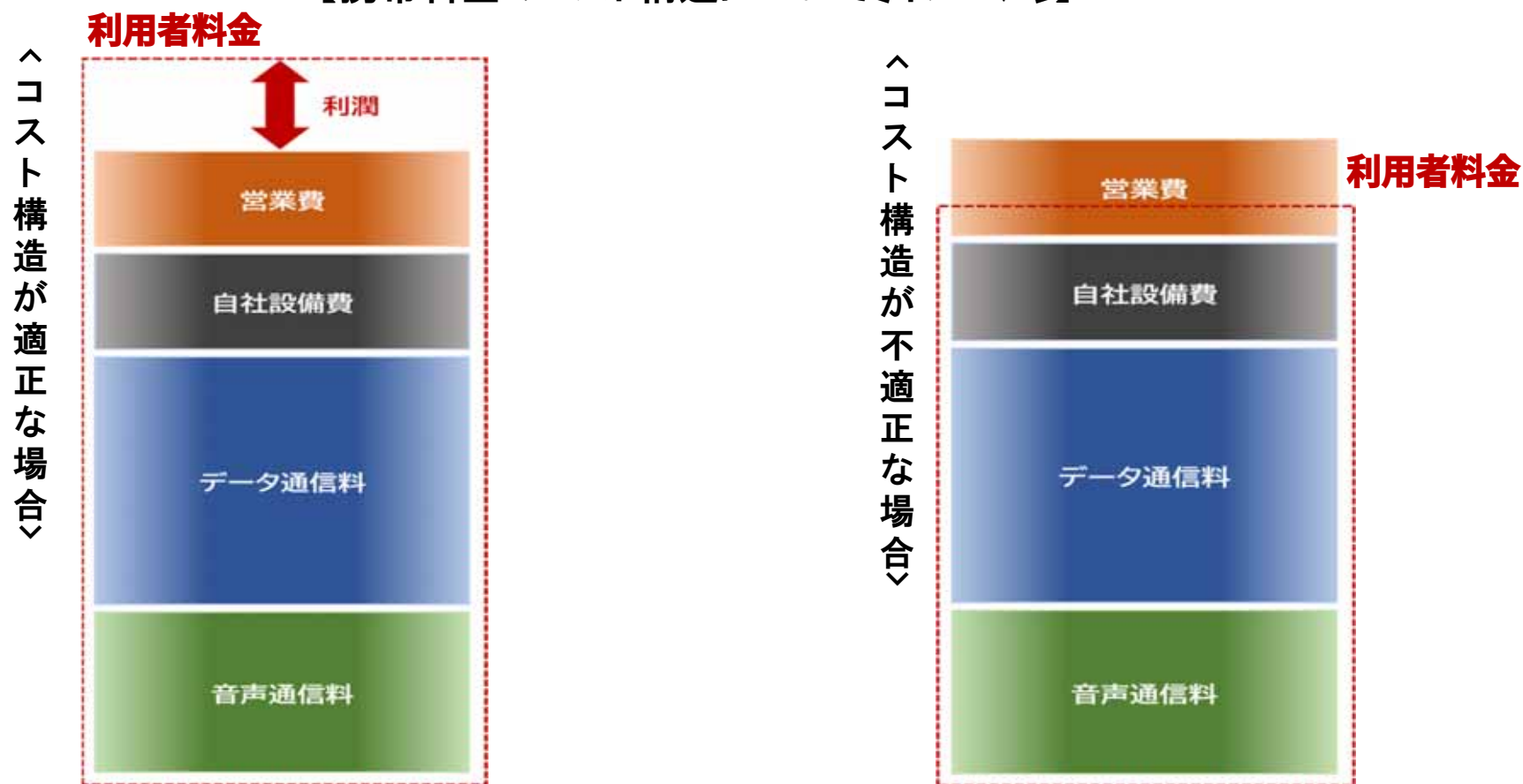
	NTTドコモ	KDDI		ソフトバンク		楽天モバイル
	ahamo	UQ mobile くりこしプランL	povo	Y!mobile シンプルL	LINEMO スマホプラン	Rakuten UN-LIMIT V
開始時期 (2021年)	3月26日	2月1日	3月23日	2月18日	3月17日	4月1日
月間通信容量	20GB	25GB	20GB※1	25GB	20GB※2	無制限※3
容量超過後の 通信速度	1Mbps	1Mbps	1Mbps	1Mbps	1Mbps	—
月額利用料	2,700円	3,480円	2,480円	3,780円	2,480円	～1GB：0円 1～3GB：980円 3～20GB：1,980円 20GB～：2,980円
音声	—※4 (1回5分以内 国内通話 かけ放題込み)	700円※5 (1回10分以内 国内通話 かけ放題オプション)	500円※6 (1回5分以内 国内通話 かけ放題オプション)	700円※7 (1回10分以内 国内通話 かけ放題オプション)	500円※6 (1回5分以内 国内通話 かけ放題オプション)	— (Rakuten Link利用時の 国内通話かけ放題)
受付チャネル	Webのみ	店頭及びWeb	Webのみ	店頭及びWeb	Webのみ	店頭及びWeb
キャリアメール	利用不可	200円/月のオプションで 利用可能	利用不可	利用可能	利用不可	提供なし
額料金 (合計)	2,700円 (税込2,970円)	4,180円 (税込4,598円)	2,980円 (税込3,278円)	4,480円 (税込4,928円)	2,980円 (税込3,278円)	0円～2,980円 (税込0円～3,278円)

※1 200円/日で、データ使い放題となるオプションも提供。※2 LINEは通信容量の消費なく利用可能。
 ※3 楽天回線以外のローミングエリアでは、月間通信容量5GB(超過した場合、通信速度が1Mbpsに制限)。※4 1,000円/月で、国内通話がかけ放題となるオプションも提供。(特に記載のない限り、価格は税抜。)
 ※5 500円/月で、国内通話60分/月が無料となるオプション、1,700円/月で、国内通話がかけ放題となるオプションも提供。
 ※6 1,500円/月で、国内通話がかけ放題となるオプションも提供。※7 1,700円/月で、国内通話がかけ放題となるオプションも提供。



- MN03社の「廉価プラン」の発表を踏まえ、2021年1月18日に(一社)テレコムサービス協会MVNO委員会がデータ接続料の引下げ等を内容とする「要望書」を総務省に提出
- この「要望書」等を踏まえ、1月19日に開催された「接続料の算定等に関する研究会」において、携帯電話料金と接続料等の関係について検証を開始するとともに、(一社)テレコムサービス協会MVNO委員会から「要望書」を踏まえたヒアリングを実施
- 今後も、接続料の水準、検証の在り方等について検討を進めていく予定

【携帯料金のコスト構造について[イメージ]】

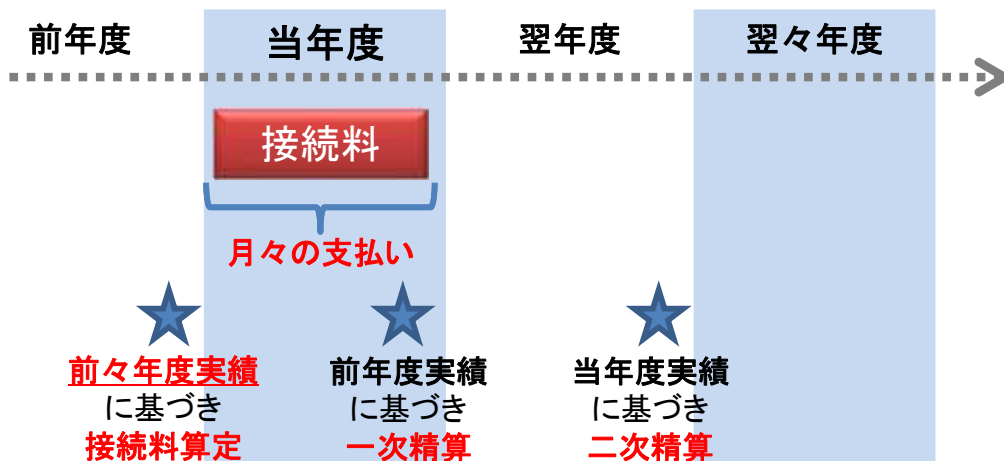


- 2019年度まで、データ通信接続料は、過去の実績(原価、需要等)に基づく「実績原価方式」により算定。
- MVNOにおける予見性確保、キャッシュフロー負担軽減を図り、公正競争を確保するため、2020年度から、合理的な予測に基づく「将来原価方式」による算定方式を導入。

「実績原価方式」(2019年度まで)

過去の実績に基づき、接続料を算定。

- 予見性が確保されず、原価管理に支障。
- 接続料の低下局面では、相対的に高い接続料による支払いを要し、過大なキャッシュフロー負担。



「将来原価方式」(2020年度以降)

合理的な予測に基づき、接続料を算定。

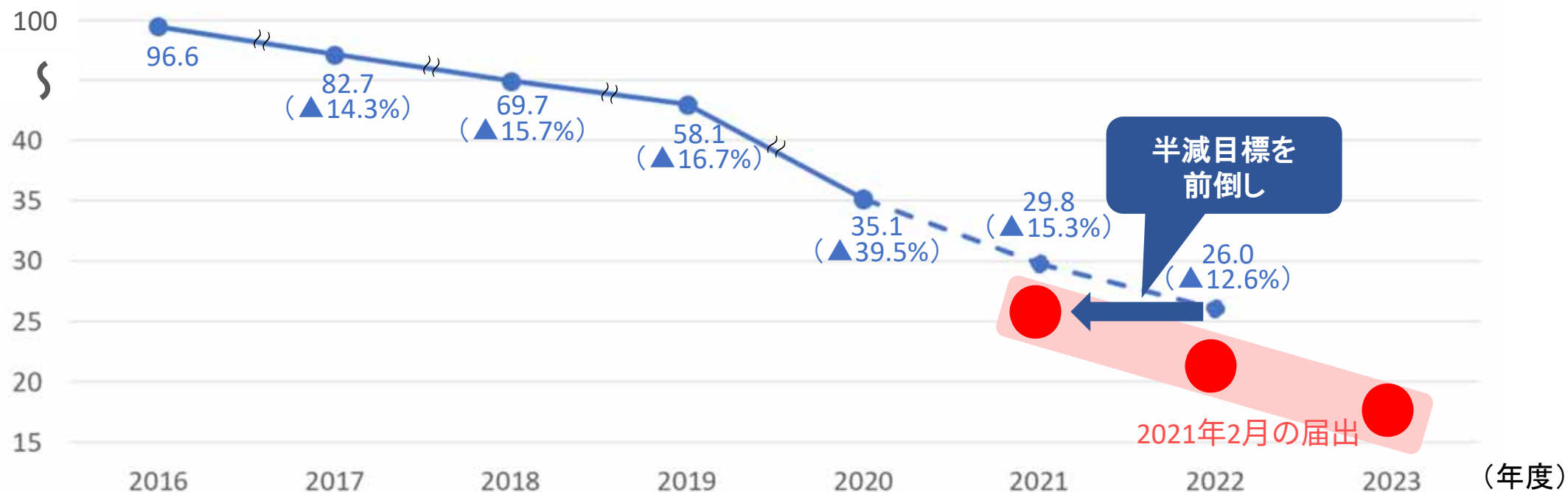
- 当年度の接続料の予見性が確保される。
- キャッシュフロー負担が軽減。
- 複数年度の接続料が算定されることで、予見性の一層の向上が期待。



- データ接続料については、昨年10月に公表した「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けた アクション・プラン」において、3年間で半減させるとしていたところ、MVNO業界団体からの「要望書」も踏まえ、市場環境の見通しを適切に反映し、より一層精緻な予測に基づく算定を行うよう総務省より要請。
- 2021年2月末の届出により、データ接続料は、昨年度の予測よりも更なる低廉化が進み、3年間で半減させる当初の目標を前倒しで実現する見込み。 ※2021年4月より適用

データ接続料の見込み

(万円/10Mbps・月)



※ グラフは、各年度における当初支払額 (精算前) の料額 (3社単純平均) を記載。括弧内は対前年度増減率。

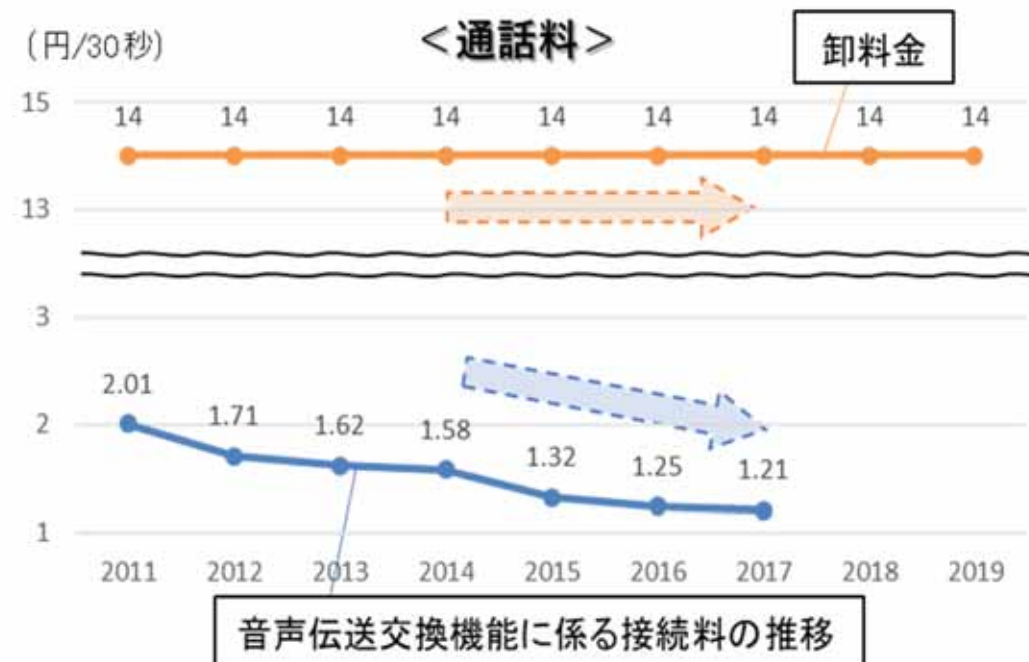
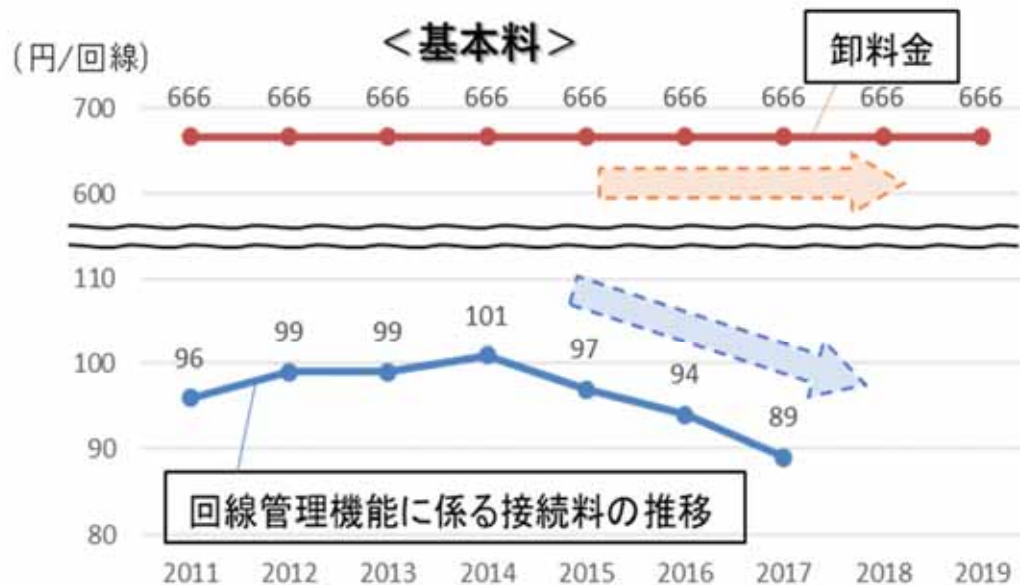
※ 接続料 (2020年度以降) は、4Gと5Gを一体的に算定したもの。

(参考) データ接続料の算定方法

$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要 (回線容量)}}$$

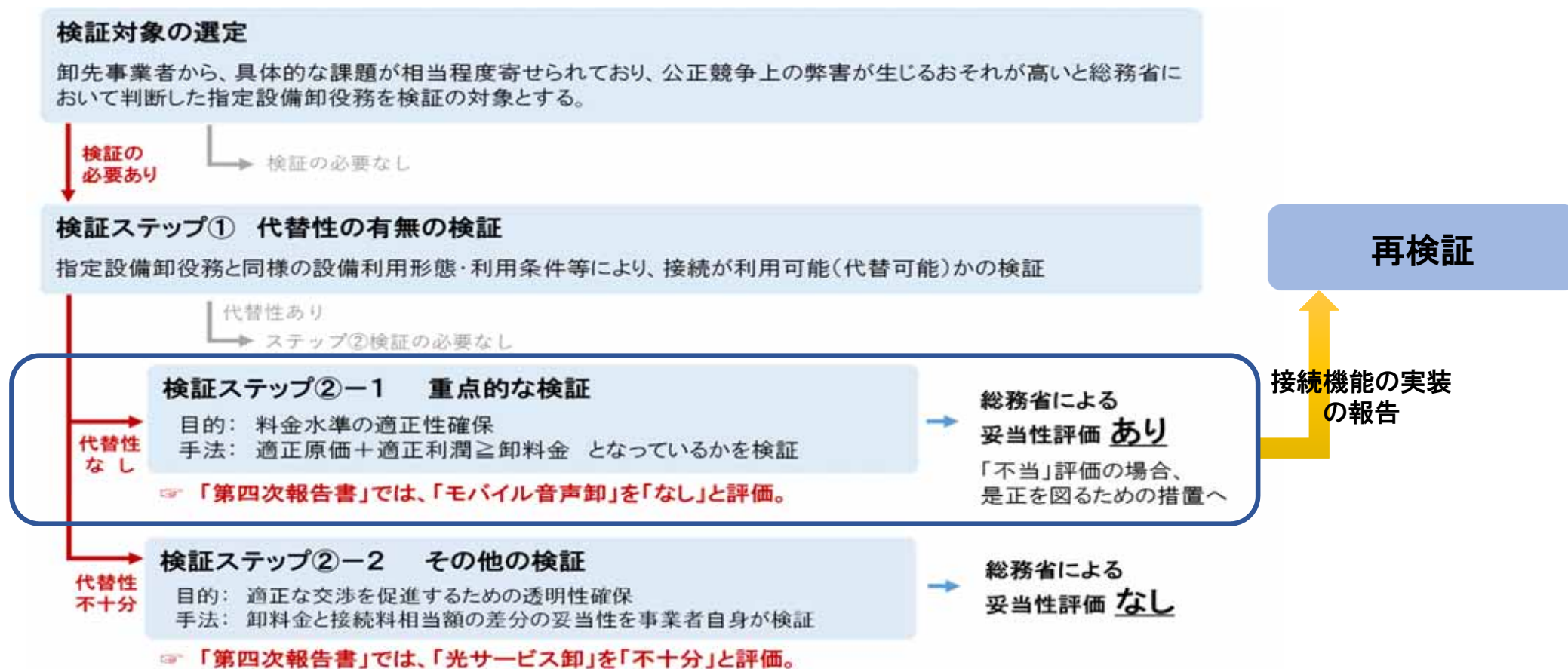
- 2010年以降、約10年間、音声卸料金の見直しは行われていないが、その間、音声通話に係るコストは低下傾向にあると合理的に推測できる。
- 日本通信(MVNO・いわゆる格安SIM会社)は、ドコモの音声通話サービスに係る回線卸料金(回線レンタル料)に関し、電気通信事業法の規定に基づき、2019年11月15日に総務大臣に対して裁定を申請。
- 総務大臣は、電気通信紛争処理委員会への諮問(2020年2月4日)、同委員会からの答申(2020年6月12日)を経て、2020年6月30日に裁定を実施。
- 裁定内容は、ドコモの卸料金について、「適正原価に適正利潤を加えた金額」を超えない額で設定すべきというもの。(総務大臣による裁定結果で、当事者間の協議成立(債権債務関係の発生)とみなされる。)

音声卸料金の推移



- 接続料の算定等に関する研究会での議論を踏まえ、2020年9月25日に総務省が公表した「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証について、モバイル音声卸が検証の対象である旨の通知を同年10月27日にNTTドコモ、KDDI及びソフトバンク宛に発出した。
- モバイル音声卸については、「接続との代替性なし」として重点的な検証の対象となっているところ、2021年1月18日にMVNO委員会から提出された「要望書」において音声卸料金の一層の低減の求めがあったことや同年2月16日にKDDI及びソフトバンクから、同月17日にNTTドコモから、それぞれプレフィックス自動付与に係る接続機能の実装の報告があったことから、再度代替性の検証(ステップ1)を実施した。

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証スキームの概要



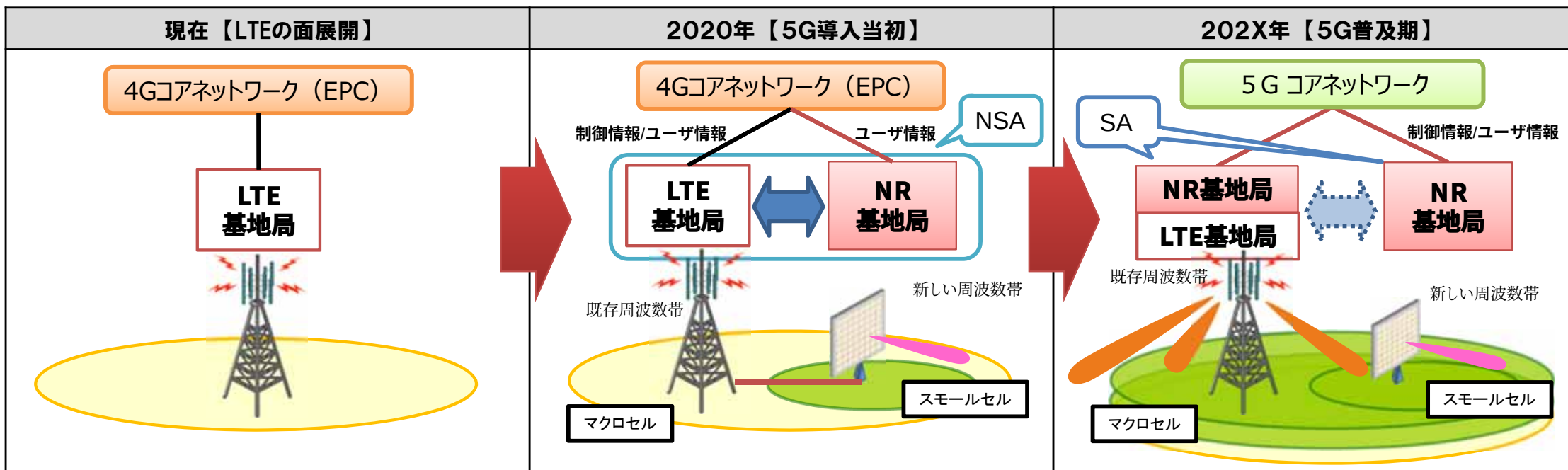
※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

【2020年】

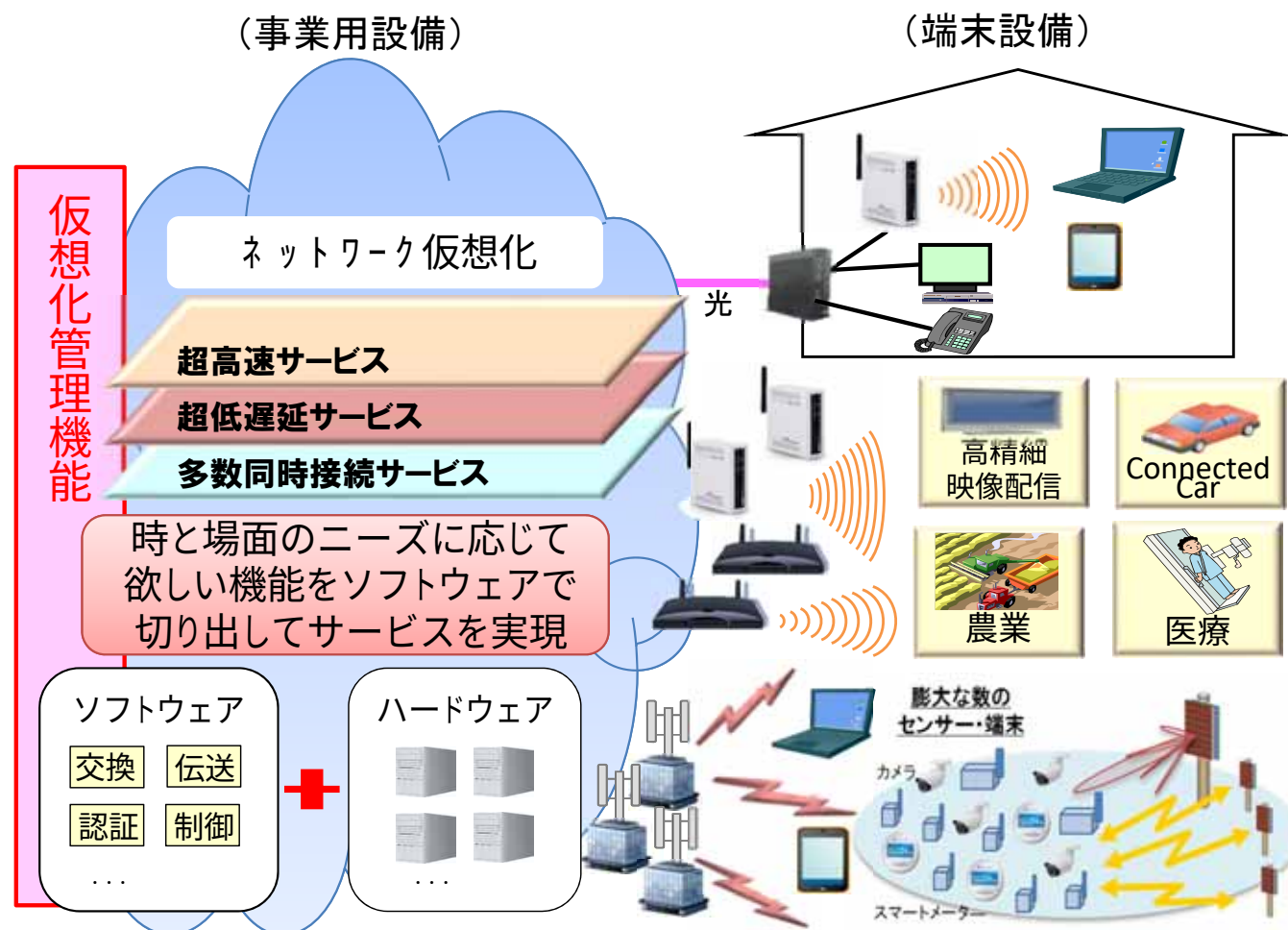
- 通信需要の高いエリアを対象に、5G用の周波数帯を用いた「超高速」サービスが提供。
- 新たな無線技術(NR)に対応した基地局は、LTE基地局と連携するNSA(Non-Standalone)構成で運用。

【202X年】

- ネットワークスライシング等に対応した5Gコアネットワークが導入され、SA(Standalone)構成のNR基地局の運用が開始。既存周波数帯域へのNR導入が進展。
- 超高速、多数同時接続、高信頼・低遅延等の要求条件に対応した5Gサービスの提供開始。



- ネットワーク仮想化時代においては、設備の汎用化が進展し、ネットワークにおける機能実現において、ソフトウェアの果たす役割が一層高まる。これにより、フレキシブルな運用が実現。
- ネットワークスライシング技術の導入により、ニーズに応じて欲しい機能をソフトウェアで「スライス」として切り出してサービスが実現（超高速・超低遅延・多数同時接続）。
- 端末設備は更なる多様化が進展（IoT・AI機器）。



- 現在の5Gは、4Gのコアネットワークにより4Gの基地局と5Gの基地局を連携させて動作させるNSA(Non Stand Alone)方式であるが、4Gのコアネットワークから独立した5Gのコアネットワークによる5Gの基地局を単独で動作させるSA(Stand Alone)方式へ2021年度から順次切り替わっていく。
- このSA方式の導入に伴い、ネットワークの仮想化、スライシングの導入、クラウド等他社設備利用の拡大、様々な形態の事業者間連携等、公正な競争関係の確保に影響を与える環境変化が進展していくことが想定される。
- これについては、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」において検討され、その最終報告書(2020年2月)において「総務省において、各社における5Gサービス提供開始の状況を踏まえ、2020年春以降、検討を深めていくことが適当である」とされた。
- これを受け、接続料の算定等に関する研究会において、5G(SA方式)時代におけるネットワーク提供に係る課題についての検討を実施する。

検討課題

- ① 5G(SA方式)による新たなサービスをMVNOが提供可能とするための機能開放の在り方
- ② 上記①における機能開放を担保するための事業者間協議の在り方
- ③ 上記①、②を踏まえた二種指定事業者とMVNO間の公正な競争環境を確保するためのルール of 在り方

スケジュール(想定)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月～8月
5G(SA方式)時代におけるネットワーク提供に係る課題の検討	▲ 第1回 (課題提示)	▲ 第2回 (MNOヒア)	▲ 第3回 (MVNOヒア)	▲ 第4回 (ヒア結果 取りまとめ)	(事業者間協議)		→▲ 第5回 (討議①)	▲ 第6回 (討議②)	▲ 第7回 (報告書案 審議)	→▲ 第8回 (報告書 とりまとめ)